

八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）に定めるもののほか、住宅用太陽光発電設備（太陽光を利用して発電を行う設備をいう。以下同じ。）の普及を国と一体的に促進することにより、民生家庭部門における地球温暖化防止を推進するための住宅用太陽光発電設備の設置のための経費に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電設備（以下「対象システム」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも適合する住宅用太陽光発電設備とする。

- (1) 本市内に住所を有する者で、自らが居住する戸建住宅（店舗等と併用するもの（住居の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものに限る。）を含む。）に設置するものであって、住宅の屋根等への設置に適し、かつ、電力会社の低圧配電線と逆潮流有りで連絡するものであること。
- (2) 補助金の交付の申請に係る住宅への設置前において使用に供されたものでないこと。
- (3) 補助金の交付の申請時において市税を滞納していない者が設置するものであること。
- (4) 一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）が定める住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業及び住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業実施細則（平成24年4月18日J-PEC第1210-0062号）第11条の規定によるJ-PECが行う住宅用太陽光発電導入支援補助金（以下「J-PEC補助金」という。）の交付決定の通知を受けたものに係るものであること。
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を受けたものに係るものでないこと。
- (6) その他市長が別に定める要件に適合するものであること。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

- 2 補助金の額は、30,000円に対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、120,000円をその上限額とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる対象システムの設置のための経費は、当該経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ、保護装置。）及び

その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の購入に係る経費
(2) 設置工事（配線、配線器具の購入、電気工事等を含む。）に係る経費
(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内において、八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) J-P E C補助金に係る補助金申込書（様式第1）の写し
- (2) J-P E C補助金に係る申込受理決定通知書の写し
- (3) J-P E C補助金に係る補助金交付申請書（兼完了報告書）（様式第5）の写し及び完了報告に係る次のアからエの添付書類

ア 対象システムの設置状態を示す写真及び対象システムが設置された住宅全体の写真（カラー）

イ 対象システムの設置に係る領収書の写し

ウ 電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し

エ 対象システム（全ての太陽電池モジュール）の出力対比表の写し

- (4) 対象システムに計画の変更があった場合は、J-P E C補助金に係る計画変更承認申請書（様式7-1又は7-2）及び計画変更承認通知書の写し

- (5) J-P E C補助金に係る補助金交付決定通知書の写し

- (6) 申請者の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）

- (7) 市税を滞納していないこと又は非課税を証明する書類（申請日前1か月以内に発行されたもの）

- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請の受付は、別に定める場所への直接持参の方法により行うものとする。
(補助金の事前届出)

第5条の2 申請者は、前条第1項に定める期間内に同項に規定する申請書の提出ができない場合においては、その期間内に八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業事前届出書（様式第1号の2）に、J-P E C補助金に係る申込受理決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合においてJ-P E C補助金に係る申込受理決定通知書を受けていないときは、J-P E C補助金に係る補助金申込書（様式第1）の写しの提出をもって同項に規定する申込受理決定通知書の写しの添付に代えることができる。この場合、申請者は、市長が別に定める日までに当該申込受理決定通知書の写しを提出しなければならない。

3 第1項の届出をした者は、市長が別に定める日までに前条第1項に規定する申請書の提出を行わなければならない。ただし、その日までにその提出ができない場合は、その理由書を同日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、第5条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び金額を決定し、八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「交付決定通知書」という。)又は八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 市長は、前項の交付又は不交付決定に当たって、必要に応じ条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容等により難しいと認めるときは、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付申請取下げ書(様式第4号)を提出することができる。

2 前項の取下げ書の提出があったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定をした後において、天災地変その他生じた事情の変更(補助事業者の責めに帰するものは除く。)により補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業の全部若しくは一部を遂行できなくなった場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、当該補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の取消し又は変更を行ったときは、八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金事情変更による交付決定 取消・変更通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合において、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返納を命ずることができる。

(交付の請求)

第9条 補助事業者は、交付決定通知書を受け取った日から30日以内に八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 交付決定を通知した日から起算して60日以内に前項の交付の請求を行わないときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 市長は、補助事業者から前条第1項の交付の請求があったときは、審査の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第 11 条 補助事業者は、対象システムに係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、及び当該対象システムを設置した日後最初の 4 月 1 日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数の期間」という。）の期間において保管しなければならない。

（状況報告及び調査）

第 12 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、対象システムの使用状況、帳簿その他の必要な事項について、補助事業者に報告させ、又は当該職員に現地調査を行わせることができる。

（実績報告等の協力）

第 13 条 市長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- （1）月々の発生電力量、売電電力量及び買電電力量等の実績報告書の提出
- （2）市が作成する広報媒体への掲載
- （3）市の地球温暖化対策に関する取組への参加
- （4）その他市長が必要と認める事項

（個人情報に関する事項）

第 14 条 市長は、この補助金の交付の事業の実施に伴い補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定めのある場合を除き、次の目的に利用する場合に限り、利用することができる。

- （1）八尾市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付に係る業務
（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査等）
- （2）前条に係る業務
（連絡、資料の送付、調査等）

2 本補助事業において補助事業者から提出された補助金交付申請書等及び添付された書類等に関しては、一切返却を行わないものとする。

（管理）

第 15 条 補助事業者は、対象システムを法定耐用年数の期間において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の趣旨に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間において、J-PEC が定める補助金に係る財産処分等の承認基準（平成 23 年 4 月 1 日 J-PEC 第 1120-0002 号）に従い、申請又は報告をしたときは、速やかに市長に報告をしなければならない。

（手続の代行）

第 16 条 申請者は、第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の手続を行うときは、対象システムを販売する者に当該手続を代行させることができる。

2 申請者は、前項の手続を代行させるときは、第 5 条第 1 項の申請書に八尾市住宅用太

陽光発電設備普及促進事業補助金交付申請手続代行届出書（様式第7号）を添えて提出しなければならない。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金の申請に関し、虚偽又は不正の事実があるとき
- （2）この要綱の規定に違反したとき
- （3）第12条の規定に従わないとき
- （4）その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（補足）

第19条 市長は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。